

蜜蜂飼育変更届（住所及び氏名）記入例

第1号の3様式

蜜蜂飼育変更届
(住所及び氏名等の変更)

令和〇年〇月〇日

千葉県知事様

郵便番号から全て記入してください。 電話番号は携帯電話等、最も連絡がつきやすい番号を記入願います。	現住所 電話番号 氏名 又は 名称及び代表者氏名 メールアドレス	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 090-〇〇〇-〇〇〇〇 ハチ田 ミツ五郎 hachimitu@〇〇.co.jp
--	---	---

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 変更内容

変更後	変更前
千葉県千葉市 緑区大金沢町473-2	千葉県千葉市中央区市場町1番1号

※届出年内において、住所又は氏名（法人の場合にあってはその名称及び代表者氏名）の変更があった際ににおける届出書です。

※飼育計画（飼育場所・飼育期間・蜂群数）の変更に必要な届出書は、別にありますので、御注意下さい。

備考

(1) 電話番号は、連絡が取りやすい番号（携帯電話等）を記入する。

※ 提出の前に、必ず留意事項を御一読ください。

留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては、以下の内容について同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・養蜂の振興に必要な範囲内で関係者の協力が必要な場合

(2) 千葉県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、協力を求めことがあります。

(3) 千葉県は、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蝕（ふそ）病に係る必要な措置を講じることがあります。